

一般社団法人日本倉庫協会理事長  
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長  
公益社団法人全国通運連盟理事長  
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長  
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長  
日本内航運送取扱業海運組合事務局長  
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等、催物の開催制限、施設の使用制限等に  
係る留意事項等、移動の自粛について

令和3年4月23日に開催された第62回新型コロナウイルス感染症対策本部  
（以下「政府対策本部」という。）において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣  
言が発出され、東京都、京都府、大阪府、兵庫県について緊急事態措置を実施すべき  
区域とするとともに、愛媛県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域と  
し、いずれも4月25日から5月11日までを実施期間とされ、これに伴い「新型コ  
ロonavirus感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が  
変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～2  
のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施す  
べき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限について依頼があり、さらに別  
添3のとおり、基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき及びまん延防止  
等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移  
動の自粛（中略）について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が  
増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の  
都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされました。

そして、政府対策本部で示された方針を受け持ち回り開催された第24回国土交  
通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添4のとおり大臣指示がありま

した。

つきましては、貴団体におかれましては、別添について着実に実施して頂くとともに、傘下会員事業者に周知・呼びかけを行う等の対応をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年4月9日変更)

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添3) 移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添4) 第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示